

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）

### （１）提出期限・提出先

◎体制等の届出については、加算等を算定する前月の１５日までに提出すること。（１６日以降に提出された場合は、翌々月から算定）

ただし平成３０年４月算定分締切日のみ：平成３０年４月１６日（月）１７：００必着

◎加算廃止の場合は直ちに提出すること。（加算は基準に該当しなくなったときから算定不可）

◎体制等の届出先は、指定申請等の提出先と同じである。（「Ｃ 指定手続等」を参照）

### （２）提出書類

◎各加算の要件等については、当面の間、厚生労働省ホームページに掲載の「平成30年度介護報酬改定について」を参照のこと。（基準省令、留意事項通知（別紙１）、介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（別紙15））

◎加算等の届出に当たっては、下記の書類を提出すること。（サテライトがある事業所については、サテライトのものも要提出）

サービス	様式
共通	◎介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
通所介護	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１） ○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（サテライト）

◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。（届出の項目に応じて複数部添付しなくともよい。）

#### 【通所介護】

届出の項目		説明（○は添付する書類、※は留意点）
施設等の区分		○平均利用延人員数確認表（参考様式） ※月平均利用延人員数により施設規模が決まるので、積算の上、いずれかを選択すること
職員の欠員による減算の状況		○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１－２）
時間延長サービス体制		－
共生型サービスの提供	新設	○障害福祉制度の指定状況がわかる書類（ <b>指定通知及び申請済</b> 書類の写し等）
生活相談員配置等加算	新設	○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１－２） ○資格証の写し ○地域に貢献する活動を行っていることがわかる書類
入浴介助体制		○事業所平面図（参考様式３）
中重度者ケア体制加算	新設	○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１） ○中重度者ケア体制加算算定表（参考様式） ○看護師又は准看護師の免許証の写し
生活機能向上連携加算	新設	－
個別機能訓練体制（Ⅰ）（Ⅱ）		○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１－２） ○担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格証の写し、または一定の実務経験を有するはり師、きゅう師の資格証及び実務経験がわかる書類
ADL維持等加算	新設	○ADL維持等加算に係る届出書（別紙19） ※【ADL維持等加算（Ⅰ）の算定要件】 加算を算定しようとする月の年度の初日が属する年の前年の１月から１２月までの評価対象期間に６月以上連続して利用した全ての利用者 <u>のうち</u> 、それぞれの評価対象利用期間における算定回数のうち５時間以上が５時間未満より多い利用者の集団について、大臣基準告示第16条のイの各号のうち以下のいずれ

		<p>も満たしている場合に、当該事業所を利用する全員について加算（Ⅰ）が算定可。</p> <p>(1) 20人以上</p> <p>(2) 各開始月で、要介護者3～5が15%以上</p> <p>(3) 各開始月で、初回認定から12月以内が15%以下</p> <p>(4) 各開始月及び6月目にADL値を機能訓練指導員が測定し、厚生労働省に提出（サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載）された利用者の割合が90%以上</p> <p>(5) (4)の各利用者のうちADL利得の上位85%について、改善を1、不変を0、悪化を-1とした合計値が0以上</p> <p>※【平成30年度加算の算定要件】</p> <p>平成30年度に加算を算定しようとする場合については、平成29年1月から12月までの評価対象期間に、上記の(1)から(3)までの基準を満たすことを示す書類を保存しており、かつ(4)の基準（厚生労働省への提出を除く）及び(5)の基準を満たす（「提出者」は「ADL値が記録されている者」と読み替える）ことを示す書類を保存している場合に、算定可とする。</p> <p>※【前年に加算を届け出ている年度における評価対象期間】</p> <p>平成31年度以降に加算を算定する場合であって、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの間に、ADL維持等加算の算定基準に適合するものとして知事に届け出ている場合には、届出の日から同年12月までの期間を評価対象期間とする。</p> <p>※【ADL維持等加算（Ⅱ）の算定要件】</p> <p>上記の加算（Ⅰ）の基準に適合し、かつ算定日が属する月（毎月）に個々の利用者のADL値を測定し厚生労働省に提出している場合に、その利用者について加算（Ⅰ）の代わりに（Ⅱ）が算定可能。なお提出はADL維持等加算（Ⅱ）の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。またこの提出はその提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際の上記（4）の提出を兼ねる。</p>
ADL維持等加算〔申出〕	新設	<p>※平成31年度以降に、加算（Ⅰ）について、算定の評価対象となるための申出を行う場合に「あり」と記載のこと。なお平成30年度の申出は、上記のとおり書類保存で替えるため不要</p>
認知症加算	新設	○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
若年性認知症受入加算		—
栄養改善体制		<p>○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1-2）</p> <p>○担当する管理栄養士の資格証の写し</p> <p>○外部との連携により管理栄養士が行う栄養改善の場合は、そのことがわかる書類（業務委託書等）</p> <p>※栄養スクリーニング加算については、加算届での事前登録は不要であるが、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行うよう留意するとともに、介護職員等が栄養状態を確認し、その情報を介護支援専門員に提供した場合に加算する。ただし、利用者が他の事業所で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合には算定せず、栄養改善加算の算定に関する栄養改善サービスを受けている間及サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p>
口腔機能向上体制		<p>○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1-2）</p> <p>○担当する言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し</p>
サービス提供体制強化加算		<p>○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-4）加算Ⅰイ・ロの場合</p> <p>○従業者常勤換算一覧表（介護福祉士一定割合以上雇用事業所）（参考様式）</p>

		<u>加算Ⅱの場合</u> ○従業者常勤換算一覧表（勤続3年以上サービス提供職員一定割合以上雇用事業所）（参考様式）
介護職員処遇改善加算	改定	※算定開始の前々月の末日までに、別途「介護職員処遇改善加算届出書」の提出が必要
割引		○割引率の設定について（別紙5） ※割引を行う事業所のみ